

居宅介護支援 減算されないためのチェックリスト

居宅サービス計画の新規作成・変更のとき(できていない場合、記録がない場合は減算)

- 介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し利用者及び家族に面接していますか。
< 第三 6(1) ・ 第13条第1項第7号・ 第2 3(7) >
- 介護支援専門員はサービス担当者会議の開催又は担当者に対する照会等により、計画原案の内容について担当者の専門的な見地からの意見を求めていますか。
< 第三 6(1) ・ 第13条第1項第9号・ 第2 3(7) >
- 介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容を利用者又は家族に説明し、文書により同意を取っていますか。
< 第三 6(1) ・ 第13条第1項第10号・ 第2 3(7) >
- 利用者又は家族が同意した居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。
< 第三 6(1) ・ 第13条第1項第11号・ 第2 3(7) >

同意を要する居宅サービス計画原案とは？
いわゆる居宅サービス計画書の第1表、第2表、第3表、第7表及び第8表のこと。 < 第2 3(7) >

更新認定(要支援 要介護、要介護 要支援、要介護 要介護、要支援 要支援)及び区分変更認定の場合(できていない場合、記録がない場合は減算)

- 介護支援専門員はサービス担当者会議の開催又は担当者に対する照会等により、計画変更の必要性について専門的な見地から意見を求めていますか。
< 第三 6(2)・ 第13条第1項第14号 >

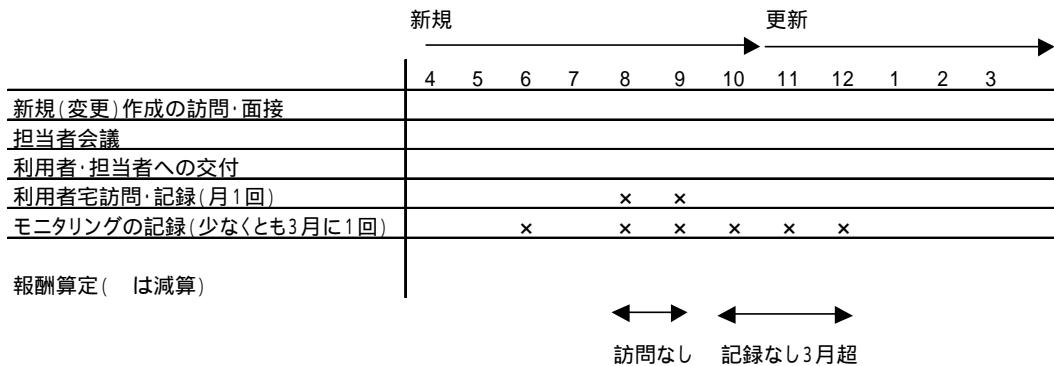
モニタリング(できていない場合は減算)

- 介護支援専門員が少なくとも月に1回利用者の居宅を訪問し利用者及び家族に面接していますか。
< 第三 6(3) ・ 第13条第1項第13号イ・ 第2 3(7) >

「特段の事情」について
利用者側の事情により利用者の居宅を訪問し利用者及びに面接できない「特段の事情」については具体的な内容を記載しなくてはならない。 < 第2 3(7) >

- 介護支援専門員が少なくとも3か月に1回モニタリングの結果を記録していますか。
< 第三 6(3) ・ 第13条第1項第13号ロ・ 第2 3(7) >

<参考> 4月にケアプランを作成し、5月からサービスの利用が開始されるケース



4種類以上の居宅サービスを定めた居宅サービス計画の作成
(該当しない場合は加算は算定できない)

- 4種類以上の居宅サービスを定めた居宅サービスを計画し、それらを記載した給付管理票を国保連に提出していますか。
4種類以上の居宅サービスの利用実績はありますか。

居宅介護支援事業で整備すべき書類について

記録の整備(2年間保存)

- サービス事業者等との連絡調整に関する記録
＜ 第29条第2項第1号 ＞
- 利用者ごとの居宅介護支援台帳(居宅サービス計画、アセスメントの結果の記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリング結果の記録)
＜ 第29条第2項第2号 ＞
- 利用者に関する市町村への通知に係る記録
＜ 第29条第2項第3号 ＞
- 苦情の内容等の記録
＜ 第29条第2項第4号 ＞
- 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
＜ 第29条第2項第5号 ＞

< 記号について >

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)

4月にケアプランを作成し、5月からサービスの利用が開始されるケースについて。

